

9 府民第 5 号の 3 9
平成 1 9 年 6 月 1 5 日

特定非営利活動法人 花山星空ネットワーク
設立代表者 黒河 宏企 様

京都府府民労働部長



特定非営利活動法人の設立認証について

平成 1 9 年 2 月 2 3 日付けで申請の特定非営利活動法人花山星空ネットワークの設立については、別添指令書のとおり認証されましたので通知します。
つきましては、下記事項に注意され、適正な管理運営に努めてください。

記

- 1 指令書の到達した日から 2 週間以内に、主たる事務所の所在地を管轄する登記所において設立の登記を行ってください。
- 2 設立の登記を完了したときは、速やかに、登記事項証明書及びその写しを添付して京都府知事あて登記完了届出書を提出するとともに、特定非営利活動促進法第 2 9 条第 2 項の規定による閲覧に供する書類を提出してください。
- 3 法人の運営及び事業の実施に当たっては、法令等の規定を遵守し、適正な執行に努めてください。